

令和4年度第1回教育委員会臨時会 会議録

◇ **開催年月日** 令和5年3月4日（土） 16時00分開会
16時30分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席者**

教育長	原之園 哲哉
委員	小栗 有子
委員	立元 千帆
委員	前田 圭子

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	中 豊司	教育部長	山下 聖和
総務課長	小村 真二	学務課長	佐土原 隆
保健体育課長	池田 隆		

◇ **書記**

総務課主幹	黒木 浩幸	総務課専門員	梶山 寛之
-------	-------	--------	-------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 臨第1号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件
 - 臨第2号議案 鹿児島市立高等学校の教職員の任免の件
 - 臨第3号議案 鹿児島市立小学校及び中学校の校長の任免についての内申の件
 - 臨第4号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立学校施設照明設備使用料条例一部改正に係る議案についての意見に関する件〕
- 6 報告事項
 - (1) 教育委員会関係の主な行事について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 ただいまから、令和4年度第1回教育委員会臨時会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

教育長 本日は、津曲委員が欠席されておりますが、定足数に達していますので、会議は成立しております。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は、立元委員と前田委員をお願いいたします。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議する臨第1号議案から第3号議案は、人事・人選に係る案件ですので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとし、関係部課長のみのお出席としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 議案

臨第1号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

臨第2号議案 鹿児島市立高等学校の教職員の任免の件

臨第3号議案 鹿児島市立小学校及び中学校の校長の任免についての内申の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

臨第4号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立学校施設照明設備使用料条例一部改正に係る議案についての意見に関する件〕

教育長 臨第4号議案について、保健体育課長、説明をお願いします。

事務局（保健体育課長） 4ページをご覧ください。臨第4号議案「代決処分の承認を求める件」について説明します。本件は、令和5年第1回市議会定例会に本議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められ、これに同意する旨、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が代決しましたので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求めようとするものです。8ページをご覧ください。松元武道館、松元弓道場及び弓道場が施設内にある喜入武道館は、これまで社会体育施設としてスポーツ施設条例に位置付けられ、スポーツ課が所管しておりましたが、大半の利用が学校によるものであった実態等を踏まえ、5年度から教育委員会の学校施設として位置付けることになりました。また、教育委員会が管理している学校施設を地域住民が利用する際の貸出し等の事務はスポーツ課が行っておりますが、その際に使用する「学校施設照明設備使用料条例」には、弓道場の記載が無かったことから、今回、弓道場の項目を加えるという一部改正を行うにあたり、教育委員会の意見を求められ、これに同意したものでございます。2の提案理由は、松元弓道場及び弓道場を有する喜入武道館の教育委員会への移管に伴い、照明設備の使用料を徴収する学校施設の項目に、弓道場を加えるものです。次に、3の議案の概要の1の改正の内容は、第2条及び別表の学校施設に、規則で定める学校の弓道場を加えるものです。なお、規則において移管する施設のうち、弓道場の使用料を児童及び生徒10円、その他の者50円としております。2の施行日は5年4月1日です。その下、4の経緯等をご覧ください。移管の前に、4年12月に、所管課であるスポーツ課が鹿児島市スポーツ施設条例の一部改正を行い、松元武道館等の項目を削除するなど、移管施設に係る条例の整理をしたところです。今回、学校施設照明設備使用料条例の一部改正を行った後、5年4月からは教育委員会に移管し、松元中学校及び喜入中学校の学校施設として管理を行う予定としております。最後に、5のその他をご覧ください。松元弓道場及び喜入武道館の使用料収入実績について記載しておりますので、後ほどご覧ください。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

委員 今回の議案について異論はありませんが、事務や施設の管理など、運営等も一緒に移管するのでしょうか。

事務局（管理部長） 松元武道館も松元弓道場も松元中の真横にあります。喜入武道館も喜入中の横にあります。他の体育施設で松元平野岡運動場が指定管理者として、この松元武道館、弓道場も所管しており、そもそも体育施設として位置付けられています。スポーツ課が全部所管し、手数料など全部収納していましたが、今回、松元中学校、喜入中学校の横にあるこの施設は、ほぼ中学校の生徒が部活動で使用しているため、スポーツ課としては教育委員会に館の管理をし

てほしいとのことで、学校の施設として受け入れることになりました。ただし、夜間に学校施設を開放する際には手数料を徴収しなければならないため、この3の表にありますとおり、既に体育館及び柔剣道場は記載がありますが、弓道場の記載がなかったということで、今回、新たに弓道場を加えて使用料を徴収します。この夜間開放の事務は、そもそも教育委員会の事務だったものをスポーツ課に移管していましたので、事務は全部今までどおりスポーツ課が行うので、学校現場の負担にはならないという状況です。

教育長 他にございませんか。

(なしの声あり)

教育長 他になければ、臨第4号議案については原案どおりとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 教育委員会関係の主な行事について

教育長 報告事項(1)について、管理部長、説明をお願いします。

事務局(管理部長) 報告事項(1)について、10ページをご覧ください。市立学校の卒業式を、中学校は3月14日(火)、玉龍中学校は3月17日(金)、小学校は3月23日(木)に実施する予定です。それから、机上に「こころの言の葉」という冊子を置いてありますが、これは、教育委員会活動の点検・評価の時に、見直すことにしておりました。この冊子の46ページをご覧ください。「この度、鹿児島市教育委員会との協働で、関係する皆様のご協力をいただきながら「こころの言の葉」コンクール作品集を完成させることができました。」とありますが、南日本リビング新聞社がこれを印刷しております。南日本リビングが生涯学習課と協定を結んだ際に繋がりが出来ましたが、リビング新聞社がいろんな企業に製本化の協力依頼に行った際に、「昔この作品集を手にとったことがある」など懐かしむ声や、完成した物に対して、保護者の方からも「これ凄くいいよね」などの声が多く聞かれたということをリビング新聞社から聞いております。以上です。

教育長 この件について、ご質問等ございませんか。

教育長 この「こころの言の葉」は、中身としても良いし、今後も続けていきたいと思っています。

委員 努力の成果ですね。

教育長 他、よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

7 その他

教育長 最後に、事務局から何かございますか。

事務局 次回の日程についてご連絡します。次回は、本年度最後の教育委員会定例会となり、3月23日（木）16時からを予定しております。以上です。

8 閉会

教育長 以上をもちまして、本日の臨時会を終了します。

【以上】